

あしぎんマルチバンクアンサー（VALUX）利用規定

1. あしぎんマルチバンクアンサー（VALUX）

あしぎんマルチバンクアンサー（VALUX）（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「契約者」といいます。）が当行に対し、インターネットに接続可能な当行所定の情報機器（以下「端末」といいます。）により、本「あしぎんマルチバンクアンサー（VALUX）利用規定」（以下「本規定」といいます。）所定の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。

2. 利用環境

本サービスに使用する端末、回線等は、当行所定の仕様を完備したもので、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。また本サービスを利用するには、契約者は株式会社NTTデータが提供する端末認証サービス「VALUX[®]（バリュックス）」を契約のうえ、VALUX専用ソフトを使用するものとします。「VALUX」は株式会社NTTデータの登録商標です。

3. 利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の範囲内とし、取引により異なります。なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に連絡することなく利用を一時停止または中止することがあります。

4. 取引照会サービス

(1) 内 容

当行は契約者が「あしぎんマルチバンクアンサー（VALUX）利用申込書」（以下「申込書」といいます。）により届出た契約者本人名義の普通預金口座および当座預金口座について当行所定の方法・範囲内で契約者の届出内容に従い預金口座の振込入金明細、入金明細、預金残高等（以下、「口座情報」といいます。）の照会回答を行うものとします。

(2) 本人確認

① 当行で受信した「支店番号・預金種目・口座番号」および暗証番号が届出の「支店番号・預金種目・口座番号」および暗証番号と一致した場合、送信者を契約者とみなし取引照会に対して回答します。

② 当行が前項の方法により本人確認を実施したうえは、「支店番号・預金種目・口座番号」および暗証番号につき不正使用、その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(3) 口座情報の基準日時

① 取引照会サービスによる口座情報は、当行所定の時刻における内容であり、契約者が口座情報の照会を行った時点での内容と異なる場合があります。なお、これに起因して生じた損害について当行は責任を負いません。

② 当行は振込入金明細について振込依頼人からの訂正依頼、そ

の他取引内容に変更があった場合は、既に提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合最終的な取引内容については、契約者自身が本サービスまたは通帳・照合表等により確認するものとします。

③ ご照会いただける内容は、当行所定の日以降からとなります。

5. 振替・振込サービス

(1) 内 容

当行は、契約者が申込書にて届出た契約者本人名義の普通預金口座および当座預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振替資金または振込資金（以下「振替・振込資金」といいます。）を引落しのうえ、契約者が申込書にて届出た当行国内本支店または全国銀行内国為替制度加盟金融機関の本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振替の処理、または振込通知の発信を行うものとします。

(2) 振替・振込の別

① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。

② 上記を除く場合は、「振込」として取り扱います。

(3) 本人確認

① 当行で受信した支払指定口座の「支店番号・預金種目・口座番号・接続ID」（以下「口座番号等」といいます。）および「暗証番号」が届出の内容と一致した場合は、当行は送信者を契約者とみなします。

② 当行が前項までの方法により本人確認を実施したうえは、「口座番号等」、および「暗証番号」につき不正使用、その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(4) 振替・振込の依頼

① 契約者が取引に必要な所定事項を、当行所定の方法により正確に当行に伝達することで取引を依頼するものとします。

② 本サービスによる振替・振込依頼は、当行所定の時限までに行うものとします。

(5) 振替・振込の確定

① ご依頼の内容については、当行が1件毎に依頼の意思を確認した時点で確定するものとします。

② 振替・振込の内容が確定したときは、当行はただちに支払指定口座から振替・振込資金を引落しのうえ、当行所定の方法で入金指定口座へ振替の処理または振込通知の発信をします。依頼内容が確定した後は依頼内容を変更することはできません。

(6) 支払の実施等

① 支払指定口座からの振替・振込資金の引落しについては、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）または当座勘定規定にかかわらず預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出または小切手の呈示なしに、支払指定口座から当行所定の方法により引落します。

② 1回あたりの振替・振込金額の支払限度額は、契約者が申込

書にて届出た金額の範囲内とします。

③ 当行は振込金の受取人に対して入金通知は行いません。

④ 当行は本サービスによる振替・振込にかかる受付書（領収証）は発行しません。

⑤ 以下に該当する場合、振替・振込の取扱いはできません。

ア. 振替・振込金額が支払指定口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。

イ. 支払指定口座が解約済のとき。

ウ. 契約者から、通帳・印鑑の紛失等による支払指定口座からの支払い停止の届出があり、当行が所定の手続きを行ったとき。

エ. 貸付の延滞、差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不相当と認めたとき。

オ. 本規定に反して利用されたとき。

(7) 取引結果の照会

振替・振込取引を行った後は、必ず振込の実施状況について、本サービスによる取引照会サービス、預金通帳等への記帳、または当座勘定照合表などにより、契約者の責任においてその取引処理結果を照会するものとします。

6. 手数料等

(1) 基本手数料

① 本サービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料およびこれに伴う消費税等をお支払いいただきます。

② 引落しにあたっては、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）または当座勘定規定にかかわらず預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出または小切手の呈示なしに申込書にて届出た手数料引落口座から、毎月当行所定の日に口座振替により引落します。なお、当行所定の日に引落不能の場合、以降、当行が請求した日に引落します。

③ 当行は本サービスにかかる領収証は発行しません。

(2) 振込手数料

① 振込にあたっては、振込明細に基づき依頼件数に応じた当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税等をお支払いいただきます。

② 振込手数料およびこれに伴う消費税等は申込書にて届出いただいた方法により振込資金と同日に支払指定口座から、または当行所定の日に一括して口座振替により手数料引落口座から引落します。

③ 引落しにあたっては、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出または小切手の呈示なしに申込書にて届出た支払指定口座または手数料引落口座から当行所定の日に口座振替により引落します。なお、当行所定の日または振込指定日に引落不能の場合、以降、当行が請求した日に引落します。

④ 「入金指定口座該当なし」等の理由により振込先金融機関から、振込資金が返却された場合でも、振込手数料およびこれに伴う消費税は返却しません。

⑤ 当行は本サービスにかかる領収証は発行しません。

(3) 照会手数料

① 本サービスによる取引照会サービスの照会件数に応じた当行所定の照会手数料およびこれに伴う消費税等をお支払いいただきます。

② 引落しにあたっては、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出または小切手の呈示なしに申込書にて届出た手数料引落口座から、毎月当行所定の日に口座振替により引落します。なお、当行所定の日に引落不能の場合、以降、当行が請求した日に引落します。

③ 当行は本サービスにかかる領収証は発行しません。

(4) 当行は基本手数料、振込手数料、照会手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。また、今後提供するサービスの変更などに伴い本サービスにかかわる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、前項までの方法と同様により引落します。

7. 依頼内容の訂正組戻

(1) 組戻の依頼

依頼内容が確定した後は、当行本支店の窓口において、訂正組戻依頼を行っていただきます。また、訂正組戻については当行所定の訂正手数料、組戻手数料およびこれに伴う消費税等をいただきます。なお、振込手数料およびこれに伴う消費税等は返却しません。

(2) 訂正組戻の実施

① 当行は契約者からの依頼に基づき入金指定口座のある金融機関に訂正組戻の依頼を行います。

② 組戻により返却された振込資金は、当行所定の手続きにより契約者に返却します。

③ 前記7 (2) ①の場合において、入金指定口座のある金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。なお、この場合の訂正組戻手数料およびこれに伴う消費税は返却しません。

(3) 前項の処理後、改めて振込を依頼する場合は、新たな振込依頼として振込手数料およびこれに伴う消費税等をお支払いいただきます。

(4) 当行が組戻訂正依頼書に捺印された印影と、届出の印鑑の印影とを相当の注意をもって照合し、相違がないものとして認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故により万一契約者に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

8. 届出事項の変更等

預金口座についての印鑑、氏名、住所、電話番号等、本サービス申込口座、手数料引落口座の届出事項に変更がある場合には、各種預金規定およびその他の取引規定に従い直ちに当行所定の方法により届出てください。

9. 免責事項

(1) 以下の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能、不正使用等があっても、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- ② 電話回線、インターネット等の通信回線において、当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより、契約者の暗証番号等や取引情報等が漏洩したとき。
- ③ 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ④ 郵送上の事故により、第三者が契約者の情報を知り得たとき。
- ⑤ 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき。
- ⑥ 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。
- ⑦ 当行の責めに帰すべき事由がなかったとき。

(2) 本サービス申込の際に契約者が申込書に捺印した申込口座、支払指定口座または手数料引落口座の印影を、当行届出の当該預金口座の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(3) 契約者は本サービスの利用に際して、電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行の講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

(4) 本サービスに使用する端末および通信媒体等（以下「取引機器」といいます。）が正常に稼動する環境については契約者の責任において確保するものとします。当行は、本契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

(5) 当行の責によらない電子機器、通信機器、通信回線等の障害ならびに電話の不通等により、取扱いが遅延や不能になった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(6) 本サービスの提供にあたり、当行が当行の所定の方法で本人確認手続きを行ったうえで送信者を契約者と認めて取引を行った場合、取引機器および通信媒体ならびに暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害について当行は責任を負いません。

10. 解 約

(1) 本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。

(2) 契約者による解約の場合は、申込書に必要事項を記載して届出るものとします。

(3) 当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出住所等に解約の通知を行います。当行が解約の通知を発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着または不到着（受領拒否の場合も含みます。）の場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなし

ます。

(4) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は何時でも契約者に通知することなく、本サービスの契約を解約できるものとします。

- ① 支払停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別精算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき。
- ② 電話回線、インターネット等の通信回線において当行に有効な取引依頼内容のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより契約者の暗証番号等や取引情報が漏洩したとき。
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ④ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。
- ⑤ 当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき。
- ⑥ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- ⑦ 相続の開始があったとき。
- ⑧ その他、本サービスの利用に際して適さない行為におよんだとき。

(5) 前項のほか、次の各号の一つでも該当し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも契約者に通知することなく本契約を解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。

① 契約者本人（または代理人、法人の場合には、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人、及び主要株主等を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 契約者本人（または代理人、法人の場合には、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人、及び主要株主等を含む。）が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つでも該当する行為をした場合。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他、AからDに準ずる行為

11. 反社会的勢力との取引拒絶

本サービスは前記10. (5)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項の各号の一つでも該当する場合には、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。

12. 機密の保持

契約者は本サービスに伴って知り得た当行および第三者の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しないものとします。

13. 関係規定の適用・準用

- (1) 本規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、＜あしぎん＞カードローン取引規定その他預金関連諸規定を適用または準用するものとします。
- (2) 振替・振込に関する振込通知の発信後の取扱いで本規定に定めのない事項については、振込規定を準用するものとします。

14. 本サービス内容または本規定の変更

- (1) 本サービス内容及び本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

15. 本サービスの廃止

当行は、郵送通知等、当行所定の方法により3ヶ月前までに予告することにより本サービスを廃止することができることとします。

16. 契約者情報の取扱い

- (1) 当行は、次の契約者情報等を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用しません。
 - ① 契約者が本サービスへの利用申込時に届出た情報および契約者より登録された登録利用者に関する情報。
 - ② 本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用に伴う情報。
- (2) 契約者は、契約者情報を、当行が次の目的のために業務上必要な範囲内で使用することをあらかじめ承諾するものとします。
 - ① 新商品、新サービスの企画・開発。
 - ② ダイレクトメール、電子メールなどの発送・送信。
 - ③ その他本サービスの内容を向上させるために必要な行為。
- (3) 当行は、次の場合を除き、契約者情報を第三者に開示しないものとします。
 - ① あらかじめ契約者の同意が得られたとき。
 - ② 法令に基づき開示が求められたとき。

17. 有効期間

本サービスの有効期間はお申込日から1年間とし、契約期間満了までに契約者または当行から解約の申し出を行わないときは、期間満了日の翌日から1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とします。

18. 準拠法・合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、当行本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上